

和歌山県産品推奨制度の見直しについて

和歌山県内で生産・製造される優良な県産品を認定・推奨する制度（プレミアム和歌山推奨制度）について、以下のとおり制度を見直すこととしました。

■ プレミア和歌山推奨制度について

県では、「和歌山県優良県産品（プレミアム和歌山）推奨制度」により、平成20年度からの16年間で、約450事業者の1,300を超える県産品を認定し、県内事業者が目指す推奨制度として成果をあげてきたところです。

その一方、見えてきた課題もあることから、令和6年度以降の新規及び更新認定の申請に関する受付を行わず、プレミアム和歌山推奨制度に代わる新たな県産品の推奨制度を設けることとします。

なお、プレミアム和歌山推奨制度により認定されている推奨品については、引き続き各推奨品の認定有効期間内※において、これまでと同様に推奨していきます。

※ 商品毎に5年間で有効、最長は令和10年度末まで

■ 新たな県産品推奨制度について

令和6年度において、制度設計を行い、令和7年度から新たな推奨制度にて県産品の推奨を行っていくことを予定しています。

詳細については、決定次第、お知らせします。

■ 今後の予定

- 令和6年度 プレミア和歌山の新規申請、更新申請に係る受付なし
新たな県産品推奨制度の制度設計
- 令和7年度 新たな県産品推奨制度の開始

(参考) プレミア和歌山推奨制度の概要

- 制 定：平成20年度（2008年度）※令和5年度（2023年度）まで16回の認定
- 認定状況：446事業者・1,316商品（令和6年4月1日時点）
- 対象分野：製造物（加工食品、伝統工芸品、備長炭、郷土民芸品、他産業製品）
生鮮物（農産物、畜産物・ジビエ、特用林産物、水産物）
観光資産（祭り、芸能、料理）
- 審査観点：和歌山県内で生産・製造されたもの
安全・安心を重視したもの（食品衛生法など関係法令遵守）
和歌山らしさ・和歌山ならではのもの